

議第94号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年5月10日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

滋賀県税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり滋賀県税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成23年3月31日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

付則第8条第1項から第7項まで、第9項、第11項から第16項までおよび第21項ならびに第9条第1項、第4項および第7項中「平成23年3月31日」を「平成23年6月30日」に改める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。